

[事案 2021-157] 入院給付金支払等請求

・令和4年1月24日 和解成立

<事案の概要>

担当者の不適切な対応を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しおよび給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年7月にうっ血性心不全で入院したため、令和元年10月に契約した組立型保険の医療特約にもとづき入院給付金等を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消して、給付金を支払ってほしい。

- (1) 募集人に心臓の病気で緊急入院したこと、心臓およびバセドウ病の治療中であることを伝えたが、募集人に「バセドウでいきましょう。」と言われて、そのように告知をした。
- (2) 契約時に、心臓の病気で緊急入院した際の退院証明書と、バセドウ病で治療・通院している2か所の病院が確認できる書類を募集人に見せている。
- (3) 契約後、募集人の指示により他社の既契約を解約した。

<保険会社の主張>

再度の事実確認を募集人に対して行った結果、申立人の請求に応じることにより、本件の解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、当時の状況等を把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。